



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年4月24日火曜日 第2362号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

土地改良事業の工事の完了.....	368
解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....	368
保安林予定森林.....	368
加入区の設定及び廃止（養殖共済）の一部改正.....	368
加入区の設定（養殖共済）の一部改正（4件）.....	369
加入区の設定（養殖共済）.....	371
加入区の設定（特定養殖共済）.....	372
土地改良区役員の就退任の届出.....	372
道路の区域変更（県道松山川内線）.....	372
道路の供用開始（ " " ）.....	373
土地改良区役員の就退任の届出.....	373
土地改良区の定款変更の認可.....	373
建設業者の許可の取消し.....	373

### 告 示

#### ○愛媛県告示第541号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。  
平成24年4月24日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	郷ノ上地区	平成24年3月14日

#### ○愛媛県告示第542号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成24年4月24日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町大字父野川上1152の1・1153・1154・1163・1165（以上5筆について次に図に示す部分に限る。）、1166の3、1167の6、1167の7、1170の8、1174の6
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- 解除の理由  
林道用地とするため

#### ○愛媛県告示第543号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成24年4月24日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町大字父野川上1176の7、1176の8、1178の4、1178の5、1184の4
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
林道用地とするため

#### ○愛媛県告示第544号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。  
平成24年4月24日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所  
今治市玉川町木地字ヒル谷辛31の5
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ○愛媛県告示第545号

加入区の設定及び廃止（養殖共済）（平成21年4月愛媛県告示第475号）の一部を次のように改正する。  
平成24年4月24日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</u></p>		<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式ふぐ養殖業</u>、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業____、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業____、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</p>	
加入区の名 称	区 域	加入区の名 称	区 域
省略		省略	
宇和海第162加入区	<p>宇特区第324号漁業権漁場の区域のうち、<u>点ア、点イ、点カ、点オ及び点アを順次結んだ線により囲まれた区域</u></p> <p><u>基点及び点アから点カまでの表示（角度の表示は、真北）</u></p> <p><u>基点Aは、南宇和郡愛南町中玉二子濤の地点</u></p> <p><u>基点Bは、南宇和郡愛南町脇本大付東鼻の地点</u></p> <p><u>点アは、基点Aから180度250メートルの地点</u></p> <p><u>点イは、基点Aから180度550メートルの地点</u></p> <p><u>点ウは、基点Bから180度250メートルの地点</u></p> <p><u>点エは、基点Bから180度650メートルの地点</u></p> <p><u>点オは、点ア及び点ウを結んだ線上の点アから1,104メートルの地点</u></p> <p><u>点カは、点イ及び点エを結んだ線上の点イから1,100メートルの地点</u></p>	宇和海第162加入区	<u>宇特区第324号漁業権漁場の区域</u>
省略		省略	

○愛媛県告示第546号

加入区の設定（養殖共済）（平成21年8月愛媛県告示第1024号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業</u></p>	<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式ふぐ養殖業</u>、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業</p>

殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

省略

殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業\_\_\_\_\_、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業\_\_\_\_\_、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

省略

○愛媛県告示第547号

加入区の設定（養殖共済）（平成21年10月愛媛県告示第1225号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式2年魚ふぐ養殖業</u>、<u>小割り式3年魚ふぐ養殖業</u>、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、<u>小割り式3年魚すずき養殖業</u>、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、<u>小割り式3年魚しまあじ養殖業</u>、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</p>	<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式ふぐ養殖業</u>_____、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業_____、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業_____、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</p>
省略	省略

○愛媛県告示第548号

加入区の設定（養殖共済）（平成22年1月愛媛県告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式2年魚ふぐ養殖業</u>、<u>小割り式3年魚ふぐ養殖業</u>、小割り式1年魚かんばち養殖業</p>	<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式ふぐ養殖業</u>_____、小割り式1年魚かんばち養殖業</p>

殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

省略

殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業\_\_\_\_\_、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業\_\_\_\_\_、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

省略

○愛媛県告示第549号

加入区の設定（養殖共済）（平成22年8月愛媛県告示第875号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業</u>、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、<u>小割り式3年魚すずき養殖業</u>、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、<u>小割り式3年魚しまあじ養殖業</u>、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</p> <p>省略</p>	<p>小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式ふぐ養殖業</u>_____、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業_____、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業_____、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</p> <p>省略</p>

○愛媛県告示第550号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成24年4月24日

愛媛県知事 中村時広

小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業

殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業、小割り式4年魚くろまぐる養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名 称	区 域
宇和海加入区第192号	<p>宇特区第324号漁業権漁場の区域のうち、点才、点カ、点工、点ウ及び点オを順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び点アから点カまでの表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点Aは、南宇和郡愛南町中玉二子簀の地点</p> <p>基点Bは、南宇和郡愛南町脇本大付東鼻の地点</p> <p>点アは、基点Aから180度250メートルの地点</p> <p>点イは、基点Aから180度550メートルの地点</p> <p>点ウは、基点Bから180度250メートルの地点</p> <p>点工は、基点Bから180度650メートルの地点</p> <p>点オは、点ア及び点ウを結んだ線上の点アから1,104メートルの地点</p> <p>点カは、点イ及び点工を結んだ線上の点イから1,100メートルの地点</p>

○愛媛県告示第551号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定により、一定の区域を次のように定める。

平成24年 4月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

ほたて貝等養殖業（ひおうぎ貝養殖業）

加入区の名 称	区 域
八幡浜加入区	八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧八幡浜漁業協同組合の地区
下波加入区	下波漁業協同組合の地区
遊子加入区	遊子漁業協同組合の地区
北灘加入区	北灘漁業協同組合の地区
下灘加入区	下灘漁業協同組合の地区
内海加入区	愛南漁業協同組合の地区のうち、旧内海漁業協同組合の地区
御荘町加入区	愛南漁業協同組合の地区のうち、旧御荘町漁業協同組合の地区

○愛媛県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 4月24日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 金 一 郎	西条市丹原町志川甲1027番地

〃	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地 1
〃	谷 口 隆 市	西条市小松町南川甲157番地第 1
〃	丹 彦 佐 衛 門	西条市氷見甲150番地
〃	今 井 敬 三	西条市玉之江293番地
〃	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
〃	青 野 久	西条市高田10番地 2
〃	石 原 一 雄	西条市三津屋南12番地 7
〃	柳 瀬 利 治	西条市壬生川1453番地 1
〃	越 智 喜 代 晴	西条市広岡410番地
〃	田 野 岡 邦 夫	西条市丹原町丹原280番地
〃	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
〃	佐 山 等	西条市丹原町田野上方1685番地 2
〃	佐 伯 正 昭	西条市丹原町高松甲531番地 2
〃	楠 学	西条市坂元甲39番地
〃	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
〃	日和佐 直	西条市大野266番地 1
〃	松 木 忠 司	西条市楠甲615番地 2
〃	伊 藤 宏 太 郎	西条市大町244番地 4
監 事	曾 我 敏 数	西条市小松町妙口甲1240番地
〃	首 藤 篤	西条市丹原町池田1875番地 3
〃	渡 部 衛 治	西条市広岡351番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 金 一 郎	西条市丹原町志川甲1027番地
〃	茅 原 安 夫	西条市小松町安井甲488番地 1
〃	谷 口 隆 市	西条市小松町南川甲157番地第 1
〃	丹 彦 佐 衛 門	西条市氷見甲150番地
〃	今 井 敬 三	西条市玉之江293番地
〃	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
〃	越 智 勝 茂	西条市国安744番地
〃	河 内 萬 次	西条市大新田213番地
〃	越 智 喜 代 晴	西条市広岡410番地
〃	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
〃	黒 河 竹 志	西条市丹原町徳能434番地 1
〃	桐 野 章	西条市丹原町長野1092番地第 2
〃	佐 伯 正 昭	西条市丹原町高松甲531番地 2
〃	工 藤 純	西条市坂元甲409番地
〃	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
〃	日和佐 直	西条市大野266番地 1
〃	榎 保	西条市河原津甲360番地 1
〃	伊 藤 宏 太 郎	西条市大町244番地 4
監 事	神 野 忠 治	西条市小松町大頭甲458番地
〃	近 藤 勉	西条市丹原町高知636番地
〃	渡 部 衛 治	西条市広岡351番地

○愛媛県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 4月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	松山市小坂一丁目104番11から 同市枝松三丁目274番11まで	旧	メートル 9.2～9.9	キロメートル 0.223	
			新	9.5～15.0	0.223	

○愛媛県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 4月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市小坂一丁目104番11から 同市枝松三丁目274番11まで	平成24年 4月24日

○愛媛県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 4月24日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 岡 道 泰	大洲市阿蔵甲1883番地19

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 岡 良 明	大洲市新谷乙550番地 2

○愛媛県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大洲市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 4月24日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第557号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 4月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(特-19)第6589号	平成19年 12月16日	石居建設(有)	石居八十二	八幡浜市保内町須川12695	平成24年 3月12日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-19)第15000号	平成19年 5月10日	内川工務店	内川 晃一	宇和島市泉町1-1-31	平成24年 3月28日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特-23)第4017号	平成23年 6月24日	山口建設(株)	井谷 幸夫	西予市明浜町宮野浦甲1475 - 1	平成24年 3月30日	土木工事業 管工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止